

# 統合評価結果

## 総合評価

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
3.94	4.00	4.06	4.00	3.44 (0.046)	4.13 (0.430)

## 福島の除去土壤処理における地域責任と透明性の確保（53件）

福島の除去土壤処理に関する議論は、地域の責任や再生利用の方針、被曝基準の設定、透明性の重要性に焦点を当てています。特に、除去土壤の処理方法やその影響についての地域住民の意見を尊重し、国全体の責任を明確にする必要性が強調されています。また、福島県内外での処理に関する法的根拠や実証事業の信頼性についても疑問が呈され、地域の復興を促進するためには、透明性のある情報提供と地域住民の声を反映した政策が求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	4 (0.063)	5 (0.616)

評価コメント：全体的に意図は明確で、論理的な流れも保たれているが、情報の過不足や一部の表現に改善の余地がある。独自の視点が強く、他のクラスタと区別しやすい。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
福島県外での除染土の処分や再利用に賛成である。	5 (0.103)	5 (0.621)
福島県の復興に邁進すべきである。	5 (0.130)	5 (0.741)
今回の省令改正は、福島の復興を推し進めるための除去土壤の再生利用を全国で円滑に進めるために必要である。	4 (0.090)	5 (0.746)
今回の省令改正により、除去土壤の埋立処分終了に関する措置が明確になり、福島の復興が促進されると考えられる。	5 (0.110)	5 (0.739)
福島の除去土壤を福島県外に移設することは止むを得ないと考えている。	5 (0.181)	5 (0.719)
福島の原発事故については国民全体に一定の責任があると考えている。	3 (0.010)	5 (0.566)
除去土壤を福島以外の地域で処理することは国全体の責任として受け入れる必要がある。	5 (0.132)	5 (0.617)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

中間貯蔵施設の除去土壤について、福島県外での最終処分や再生利用に賛成である。

4 (0.076)

5 (0.603)

福島に作られた中間貯蔵施設は最終処分場にはならないと法律に明記されている。

3 (0.049)

5 (0.716)

除染土壤を放射能汚染土と呼ぶことでミスリードし、福島県の復興を阻害する人たちに負けず、予定通りに進めてほしい。

3 (0.023)

4 (0.456)

環境省が示した実証事業の根拠には問題があり、福島県内の除去土壤を再生利用する際のセシウム流出の可能性を再検証すべき。

2 (-0.003)

3 (0.161)

日本は伏流水が多く、地下の状況を把握するのが難しい。

2 (-0.018)

5 (0.530)

輸送を伴わない発生地保管は、物流・施工に伴うリスクを完全に排除できる。

2 (-0.035)

4 (0.422)

安全に再生利用ができるならば、輸送コストのかからない福島県内で行うべきである。

5 (0.101)

5 (0.642)

浮いたお金を福島の復興再生に使うべき

5 (0.114)

5 (0.731)

農業や漁業に影響を与え、土地価格の下落や観光業への打撃を招く可能性がある。

1 (-0.075)

4 (0.328)

日本産の農産物は海外で人気があり、第一次産業が復活できる兆しがある。

4 (0.081)

5 (0.714)

福島の漁業同様に風評被害が広がり、食品の輸出が困難になる。

4 (0.068)

5 (0.637)

除去土壤を日本全国どこに利用されるかわからないように再利用することは、国が推進しているインバウンド事業にも大きなダメージを引き起こす。

2 (-0.036)

5 (0.509)

インバウンド観光などへの経済効果のマイナスはすべて国の責任となる。

3 (0.016)

3 (0.196)

除去土壤は東京電力の敷地内に保管すべきである。

4 (0.061)

5 (0.617)

汚染を発生させたのは東京電力であり、責任をもって受け入れるのは当然である。

3 (0.049)

4 (0.428)

除去土壤を貴重な資源と位置付けるならば、東京電力が拒否する理由はないはずである。

4 (0.080)

5 (0.586)

除去土壤は「汚染者負担の原則」に基づき、東京電力が責任を負うべき問題である。

4 (0.074)

4 (0.392)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

福島第一原発の事故を受けて、再生利用先は東京電力管内の都市部に限定すべきである。

4 (0.073)

5 (0.759)

環境省は汚染土の再利用を推進しているが、これは福島県外での最終処分のために除去土壤の量を減らす必要があるからである。

3 (0.037)

5 (0.554)

復興再生利用は実質的な最終処分に近く、福島県との約束が反故にされることになる。

5 (0.106)

5 (0.754)

福島県内での再生利用は、30年以内に県外に運び出すという約束違反ではないか。

5 (0.136)

5 (0.726)

福島県外での最終処分に関する約束が問題の始まりである

5 (0.121)

5 (0.676)

福島県民や全国の国民を騙すようなやり方はやめるべき

3 (0.034)

5 (0.585)

大熊町、双葉町、福島県浜通り地方の住民の意向を確かめるべきである。

4 (0.073)

5 (0.725)

福島第一原発の立地自治体は、交付金や雇用を得て町が潤った責任をとるべきである。

4 (0.080)

5 (0.732)

貴重な資源であるならば、福島県外での最終処分を急ぐ必要はなく、福島県に再度保管を求めるべきである。

5 (0.155)

5 (0.714)

福島県が受け入れない場合、その理由を聞くべきである。

5 (0.140)

5 (0.625)

福島で原発事故の被害に遭った人たちの意見を聞くべきである。

2 (-0.009)

4 (0.371)

福島県には帰還困難区域内のホットスポットや高線量の除染すべき箇所がまだ存在する。

4 (0.084)

5 (0.720)

最終処分量は東京ドーム11杯分には収まらないだろう。

4 (0.066)

5 (0.646)

新宿御苑に既に除去土壤が運ばれていることを後日知った方が、怒りが大きくなることを理解すべきである。

3 (0.010)

5 (0.650)

同じ省庁内で規制と事業の推進の機能を持つことは、福島事故の教訓に反することである。

3 (0.011)

5 (0.629)

代行告示は、国が福島県等の代行をする形式をとりつつ、実態は除去土壤の受入れを全国の地方公共団体に強制するものである。

5 (0.100)

5 (0.691)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法は、福島県外での最終処分を国の責務としている。

4 (0.092)

5 (0.734)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

施行令第二条は、国が福島県及び関係市町村に代わって除去土壤を処分するための規定を環境大臣が定めるものである。

今回の告示は、福島県外で最終処分するという法的根拠を逸脱していると考えられる。

この告示は国民や福島県民を騙すものである。

国が福島県内の市町村に代わって除去土壤の処分を行う一方で、県外の除去土壤は市町村に行わせるのは不合理である。

福島原発事故による「現存被ばく状況」にはない地域も含め、日本全国が「現存被ばく状況」であるとの前提は容認できない。

福島だけが年20mSvの被曝限度を許容するのは明らかな差別であり、福島の復興には本来の年1mSvを適用すべきである。

福島の復興を進めるためには、被曝限度を正さなければならぬ。

福島に10トントラックを大量に導入することは、福島の道路を渋滞させることになる。

運び込んだ土壤を中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するための法律は不合理であり、見直すべきである。

福島県に住んでいるが、中間貯蔵施設から県外に出すべきではない。

環境省が説明する30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置には復興再成利用を含むべきではない。

除去土壤が資源であるなら、他の国に売るべきである。

4 (0.088)

5 (0.688)

4 (0.054)

5 (0.661)

4 (0.059)

5 (0.571)

3 (0.040)

5 (0.640)

4 (0.059)

5 (0.623)

3 (0.030)

5 (0.743)

3 (0.030)

5 (0.742)

4 (0.093)

5 (0.633)

3 (0.023)

5 (0.687)

5 (0.121)

5 (0.733)

3 (0.040)

5 (0.721)

2 (-0.009)

5 (0.512)

## 汚染土壤の集中管理と再生利用の推進による地域の安全確保（30件）

汚染土壤の適切な集中管理と再生利用の推進は、地域住民の安全を守るために不可欠です。特に、発生地での集中管理を徹底し、環境省が責任を持って処理を行うことが求められています。また、政治家や官僚が率先して案件を形成し、透明性のある対話を通じて住民の理解を得ることが重要です。さらに、定期的なモニタリングや実証試験を行い、健康被害の確認や作業者の作業時間制限を設けることで、持続可能な循環型社会の形成を目指す必要があります。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.006)	4 (0.345)

評価コメント：全体的に意図は明確で、地域の安全確保に向けた具体的な提案が多く含まれているが、情報の整理がもう少し必要。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
被災地の復興のために早急に実現して欲しい。	4 (0.068)	4 (0.450)
再生利用の必要性が国民に理解され、事業が円滑に進むことを期待する。	3 (0.015)	4 (0.288)
除去土壤の処分については全国的な取り組みが不可欠であり、国が積極的に主導して進めるべき。	3 (0.042)	4 (0.485)
安全な処理土をわが町でも積極的に受け入れたい	3 (0.010)	5 (0.511)
循環型社会形成推進基本法は、再生利用を促進するために適正「処理」を一方法として定めている。	2 (-0.021)	3 (0.128)
除染ができる技術開発が進むまで、環境汚染しないように保管し、然るべき時に処理すべき。	3 (0.004)	4 (0.495)
再生利用に伴う作業員の被ばく実態について、シミュレーションだけでなく実証事業に基づいた具体的な内部・外部被ばくの実数を示すべきである。	2 (-0.017)	3 (0.192)
発生地での集中管理を徹底すべきである。	3 (0.037)	4 (0.495)
Chernobyl や Three Mile Island のように、一ヵ所にまとめて管理する方法が望ましい。	3 (0.050)	4 (0.448)
全国にホットスポットができる。	3 (0.012)	5 (0.534)
危険をばら撒くのではなく、国が責任を持って汚染土の集中管理を行うべきである。	2 (-0.004)	4 (0.308)
密閉型容器の使用をすべき。	2 (-0.020)	4 (0.258)
全国にばら撒かずに発生地で集中管理すべき	4 (0.094)	5 (0.536)
ゼネコンや原子力ムラにお金を還流させて天下りするための行動があるのではないか。	2 (-0.029)	3 (0.129)
原発周辺の土地を国有化してそこで保管し続けるべき。	3 (0.024)	5 (0.573)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

地権者及び地域住民に十分な保障をし、東電が永久管理することを宣言すべきである。

2 (-0.012)

4 (0.446)

国は東電の責任を汚染土等について明確にすべきである。

2 (-0.018)

4 (0.323)

霞が関や永田町、政治家や官僚の自宅で率先して再生利用の案件形成をすべき

3 (0.017)

4 (0.443)

除染土を再利用する際は、国会周辺や首相官邸、議員宿舎などで最低5年間の実証試験を行うべきである。

3 (0.018)

5 (0.587)

実証試験の結果を全国民に広く知らしめた後に除染土の再利用を行うべきである。

3 (0.011)

5 (0.589)

環境省内で処理を行い、健康被害が出ないことを証明できるか確認すべきである。

2 (-0.031)

5 (0.526)

汚染された地域に住んでいる方々と再度話をすべきである

2 (-0.001)

3 (0.139)

施工中の作業者について年間作業時間を1,000時間と短く制限すべきである。

2 (-0.001)

3 (0.242)

地下水への汚染状況のモニタリングは必須であるべき

2 (-0.044)

4 (0.264)

汚染が新たに発見されることを防ぐために、定期的な調査と迅速な対応が求められる

2 (-0.027)

3 (0.241)

実施後に場所の特定が可能になるのかを確認する必要がある。

2 (-0.005)

4 (0.251)

住民が容易にアクセスできるようにすべき

3 (0.011)

3 (0.096)

発生した問題に対する迅速な対応と責任追及が可能な体制を整えるべき。

3 (0.008)

4 (0.338)

除染土壤の県外最終処分という政治的約束が果たせることのみがメリットである。

3 (0.009)

3 (0.218)

これらの対策は、効果と費用を考慮し、最適に組み合わせる必要がある。

2 (-0.027)

2 (-0.182)

## 地域社会の信頼を築くための環境影響評価と放射線安全管理の強化（42件）

環境影響評価の透明性を高め、科学的根拠に基づく情報提供を行うことで、地域住民や利害関係者の理解と信頼を得ることが重要です。具体的には、評価結果の公表や専門家による説明会の開催、測定データの透明な提供が求められます。また、放射線安全管理においては、定期的なモニタリングやデータの信頼性を確保するための厳格な基

準の設定が必要です。これにより、地域社会が安心できる体制を構築し、リスク管理の強化を図ることが目指されています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	4 (0.059)	4 (0.370)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が示されており、独自の視点も持っていますが、情報量が多く、やや冗長に感じる部分もあります。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
行政は風評と感情論に屈せず、科学的な判断に基づいて実行すべき。	3 (0.004)	2 (-0.138)
環境省は、さまざまな選択肢の結果とトレードオフについて、一般市民と主要な利害関係者に明確に説明する必要がある。	1 (-0.079)	2 (-0.142)
施工した場合、利用者に対して線量計やホールボディカウンターの健診が必要である。	4 (0.070)	5 (0.553)
安全性を証明するために、実際に自宅で検証するべきである。	4 (0.067)	4 (0.451)
環境省はその情報を国民がアクセスできる場所に掲示し、周知を徹底すべきである。	2 (-0.003)	3 (0.059)
放射線モニタリング期間を明確に規定し、永続的なモニタリングと測定機器の校正を義務付け、測定データを公開する体制を整備すべきである。	3 (0.028)	4 (0.399)
維持管理が始まったら七日に一度線量を測定する必要があるが、測定結果の提出先や異常判断を行う人が不明である。	3 (0.024)	4 (0.489)
局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべき	3 (0.009)	3 (0.158)
信頼性のある詳細な測定方法とデータインテグリティ体制を義務化し、局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべきである。	5 (0.141)	5 (0.588)
調査方法をより詳細かつ定期的に実施すべき	5 (0.124)	5 (0.561)
測定データの正確性と信頼性を担保するために、データの記録・保存のプロセスにおいて厳格な基準を設けるべき。	5 (0.101)	5 (0.514)
具体的には、第三者による監査、定期的なレビューやトレーラビリティの確保が必要である。	5 (0.112)	5 (0.589)
維持管理が始またら線量を測定し、その結果をどこに提出するか、誰が異常がないか判断するかを明確にすべきである。	4 (0.090)	5 (0.523)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

測定した結果を放置するのではなく、適切に管理する必要がある。

4 (0.087)

4 (0.424)

モニタリングデータや測定機器の校正の結果を情報公開すべき

5 (0.144)

5 (0.569)

定期的な汚染状況の調査による継続的なデータ収集とモニタリングを実施すべき

4 (0.064)

4 (0.331)

調査結果を速やかに公開し、住民や関係者が容易にアクセスできるようにすることで、より透明性を確保すべき

2 (-0.001)

4 (0.340)

埋め立て線量は常時モニタリングし、実測値を速報で多言語公開すべき。

5 (0.105)

5 (0.620)

線量計を用いた線量管理をすべき。

3 (0.044)

5 (0.536)

施工従事者について個別に線量計測を行うべきである。

4 (0.053)

5 (0.562)

竣工後は施工箇所の線量の測定とその結果の公表を継続的に行い、施工箇所に接近する者の安全を図るべきである。

5 (0.114)

5 (0.560)

リスクが高い場所を回避するのではなく、十分な検討を行うと記述されている。

3 (0.022)

4 (0.261)

全ての測定データをWEBサイトに掲載すべき。

4 (0.086)

5 (0.566)

科学者や専門家による説明会を開催し、技術的な詳細や安全性についての理解を深める機会を提供すべき。

3 (0.042)

4 (0.413)

事業に係る計画の詳細、安全評価や潜在的なリスクについて、科学的な根拠に基づき情報公開を行うべき

5 (0.127)

4 (0.349)

測定データを公開できる体制を整備すべき。

4 (0.066)

4 (0.500)

環境影響評価を公開すべき

3 (0.002)

3 (0.119)

科学的なリスク評価を強化し、その結果を透明に公開すべき。

5 (0.133)

4 (0.360)

輸送や施工の各段階で発生しうるリスクを詳細に評価し、その結果を公開すべき

5 (0.117)

4 (0.434)

運搬ルート、運搬方法、安全対策、事故時の対応計画等の情報を透明に公開し、地域住民や関係者が安心できる体制を構築すべき

4 (0.055)

4 (0.338)

処分の過程やリスク管理について詳細な情報を公表し、住民や地域社会の理解を得る努力が必要である。

3 (0.013)

2 (-0.042)

## 意見

告示に対する監視体制を強化し、処分が適切に行われていることを確認できるようにすべきである。

処分後の一定期間にわたる定期的なモニタリングが不可欠である。

?期的な安全性を確保すべき

措置内容について専門家の評価を受けるべき

評価結果を公表すべき

覆い材の耐用年数や補修頻度を明記し、定期的な安全性を確保する仕組みを構築すべき。

改正によって検査の頻度や項目が減少すれば、潜在的な汚染を見落とす可能性があるため、現在の検査方法を維持すべき。

現在の検査方法をむしろ改善すべき。

改正案は、検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視しているため、より詳細で包括的な検査方法を導入すべき。

より詳細で包括的な検査方法を導入し、事故発生後の検証が適切に行われるようるべきである。

ALPS処理水問題の対応について、経産省・外務省に確認し、知見を活かすべきである。

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.052)

5 (0.573)

4 (0.092)

5 (0.566)

3 (0.027)

4 (0.252)

3 (0.003)

3 (0.100)

2 (-0.013)

3 (0.120)

4 (0.081)

5 (0.564)

3 (0.049)

3 (0.214)

3 (0.046)

4 (0.478)

3 (0.045)

3 (0.181)

5 (0.136)

5 (0.600)

2 (-0.014)

3 (0.060)

## 国民の健康と透明性を重視した法案反対の声（44件）

このクラスタは、法案に対する強い反対意見を中心に、国民の健康保護や情報の透明性の重要性を訴えています。特に、科学的根拠に基づく議論を求め、被ばくのリスクや復興の定義についての明確化を求める声が強調されています。また、パブリックコメントの手続きに対する懸念や、住民参加の必要性が示され、国民の基本的人権を守るために取り組みが求められています。これにより、民主主義の原則を支えるための透明性と市民の意見反映が不可欠であることが強調されています。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

4

4

4

4

4 (0.071)

5 (0.517)

評価コメント：意見は明確で、国民の健康と透明性に関する強い主張が伝わるが、表現の一部に冗長さが見られる。

## 意見一覧

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

感情論では解決できないので、科学で解決して欲しい。	4 (0.055)	5 (0.620)
反対	5 (0.199)	5 (0.673)
だめ	5 (0.171)	5 (0.666)
辞めて。反対です。	5 (0.139)	5 (0.689)
断固反対です。	5 (0.194)	5 (0.659)
この法案には反対です。	4 (0.064)	5 (0.606)
改正に反対である。	4 (0.071)	5 (0.575)
いい加減にしろよ	5 (0.170)	5 (0.631)
反対反対	5 (0.207)	5 (0.687)
絶対反対	5 (0.202)	5 (0.675)
絶対的反対	5 (0.177)	5 (0.647)
反対である。	5 (0.173)	5 (0.647)
住民との熟議も経ずに拙速にパブリックコメントの手続きを進めることは許されない。	3 (0.005)	4 (0.361)
本当に安全かどうか分かりづらいので、情報をメディアやホームページで取り上げて国民に周知すべき	2 (-0.012)	5 (0.595)
命を危険にさらす問題を、こそこそとパブリックコメントで決めるような簡単な話ではない。	4 (0.075)	5 (0.566)
政府はパブリックコメントを軽視すべきではない	4 (0.071)	5 (0.617)
国民全体の健康被害を引き起こすリスクのある省令改正案が通るべきではない	2 (-0.011)	4 (0.472)
被ばく量のシミュレーションを行わずに省令を通そうとすることに驚く。	3 (0.039)	4 (0.433)
無用な被ばくを避けることが重要である。	4 (0.097)	5 (0.584)
安全性が確保されない実施は国際社会から批判を受ける。	2 (-0.018)	4 (0.377)
三原則（取り除く、さえぎる、遠ざける）に反している	4 (0.078)	5 (0.665)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

これは全国民への被曝の強制であり、被曝しない権利という基本的人権の違反となる。

3 (0.030)

3 (0.119)

輸送コストが無駄である。

3 (0.005)

5 (0.609)

これ以上被ばく被害を全国に増やすべきではない。

4 (0.070)

4 (0.365)

国民がその尻拭いを広く受けるべきではない。

5 (0.136)

5 (0.591)

当時と今では状況が変わっていると思う

4 (0.073)

5 (0.540)

ただ測定するだけでは意味がない。

3 (0.001)

3 (0.195)

復興という言葉を都合よく使って、多少の被ばくは我慢せよと言っているのか。

4 (0.071)

5 (0.529)

印象操作はやめるべき。

4 (0.097)

5 (0.701)

国民の健康保護の観点から、復興のためであっても国民に追加被ばくを受容させることはあってはならない。

4 (0.056)

4 (0.477)

「復興」とは何か、何をどうするのが「復興」なのかについて、原発事故の被害者や周辺住民を中心に国民、市民の議論を始めるべき

1 (-0.069)

2 (-0.225)

「検出されないこと」という表現は「含まれない」と誤解される可能性がある。

3 (0.021)

5 (0.606)

「類する覆い」の定義を明確化すべき

3 (0.006)

4 (0.387)

他の手段を検討すべき。

3 (0.014)

3 (0.030)

将来世代に悪影響がないと言い切れるかどうか分からず、不安を感じている。

3 (0.037)

3 (0.170)

パブコメ期間が短い。

4 (0.073)

5 (0.590)

テレビで公表するなど、もっとパブコメの周知をすべき。

4 (0.056)

4 (0.457)

一度「民意が否定した」パブコメをもう一度行うべきではない

5 (0.179)

5 (0.691)

新しい用語があり、それが何を指すのかが判然としない。

2 (-0.034)

5 (0.562)

個人情報が任意である点を悪用し、多重投稿を呼びかける動きが見られている。

3 (0.022)

5 (0.684)

匿名での多重投稿が特定の集団によって煽動されたことを国民に周知し、報道機関への説明がなされるべきである。

2 (-0.002)

5 (0.684)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

このような状況が放置されると、パブリックコメント制度の公平性や信頼性が損なわれ、民主主義を支える仕組みが破壊される可能性がある。

3 (0.008)

4 (0.342)

偽・誤情報を用いた反対の動き、いわゆる「風評加害」に対峙することが課題である。

4 (0.095)

5 (0.687)

原発推進に反対である

3 (0.012)

4 (0.497)

## 汚染土壌管理における地域社会の安全確保と不公平感の解消（41件）

汚染土壌の処理と再利用に関する懸念が高まる中、地域住民の安全を確保するための厳格な管理基準と監査体制の導入が求められています。特に、施工業者や管理者に対する監督の強化が必要であり、自然災害や施工不備による環境汚染のリスクを軽減するための対策が不可欠です。また、汚染土壌の再利用が地域間での不公平感を生む可能性があるため、透明性のある情報提供と地域住民の意見を反映した政策が重要です。これにより、地域社会の信頼を築き、生活環境の質を向上させることができます。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

4	4	4	4	4 (0.054)	4 (0.478)
---	---	---	---	-----------	-----------

評価コメント：意図は明確で、地域社会の安全と不公平感の解消に関する具体的な懸念が示されているが、表現がやや冗長である。

## 意見一覧

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

特定の地域に負担を押し付ける構造は国内の分断を招くと思う。

2 (-0.026)

4 (0.413)

除染されていない汚染土壌の再利用は愚策である。

2 (-0.015)

4 (0.295)

汚染土の影響に関する十分な科学的研究が行われていない中で、その使用を認めることはリスクが過大である。

2 (-0.049)

1 (-0.277)

環境省の主張は問題があり、生活空間に汚染土があれば常に被ばくし、被ばく量は増加する。

5 (0.124)

5 (0.689)

汚染土が全国に拡大すれば、同じことが起こる可能性がある。

5 (0.148)

5 (0.671)

埋め込み作業をするときの微細な土埃から作業員や近隣住民をどのように保護するのか不明である。

2 (-0.021)

5 (0.552)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

汚染土の再利用は、運転手や労働者、周辺住民が粉塵を吸い込み内部被ばくを受けるリスクがある。

5 (0.152)

5 (0.662)

土壤汚染は植物の成長にも影響を与え、食物連鎖の初段階から問題を引き起こす。

4 (0.072)

5 (0.695)

野生動物やペットも内部被曝リスクが存在する。

3 (0.018)

5 (0.535)

集中豪雨・洪水・土砂崩れ等で大量の汚染土が流出する可能性がある。

5 (0.115)

5 (0.577)

流出した汚染土は乾燥により再浮遊、拡散の可能性があり被害拡大もあり得る。

4 (0.091)

5 (0.673)

先の道路陥没事故は下水管の傷が原因で大きな事故になった。

4 (0.087)

5 (0.513)

災害が起こらなくても、補修工事や耐用年数後の撤去、付け替えなどで土の流出や拡散が生じる。

3 (0.042)

5 (0.656)

補修工事や自然災害による土砂の流出や拡散が予想されるため、対策を講じる必要がある。

3 (0.036)

5 (0.628)

輸送中の事故による汚染土流出のおそれがある。

5 (0.139)

4 (0.465)

除去土壤を復興再生利用した場所が自然災害に見舞われた場合、余計な手間と懸念を災害時に増やすだけである。

4 (0.087)

5 (0.685)

除去土壤の発生場所での保管は新たな環境影響リスクを完全に排除できるべきではない

3 (0.019)

5 (0.667)

表層土壤の使用は流失の危険が大きく、受け入れられない。

5 (0.100)

5 (0.689)

汚染土の再利用による拡散は地域間での不公平感を生み出す可能性がある

4 (0.071)

5 (0.541)

一部の地域が汚染を受け入れさせられる感覚を抱くことは社会的対立を引き起こすかもしれない

4 (0.072)

5 (0.559)

危険だから汚染土を除染したのに、危険な土を再利用するのは矛盾である。

4 (0.085)

4 (0.490)

汚染土が安全に再利用できるのなら、除染が必要なかったことになるため、この事業はおかしい。

3 (0.003)

3 (0.111)

中間貯蔵施設に埋設された汚染土を掘り返すことは愚かである。

2 (-0.024)

3 (0.181)

汚染土壤の使用は地域住民や訪問者に心理的な不安やストレスを引き起こすことがある。

5 (0.127)

5 (0.661)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

汚染土壤の使用は生活の質の低下や地域のイメージ悪化につながる。

4 (0.082)

5 (0.668)

除去土壤の受入れを巡る地域社会の分断が起こる可能性がある。

3 (0.027)

4 (0.386)

全国に汚染土壤を拡散させるための詭弁である。

4 (0.077)

5 (0.571)

地元の人々は、自身の土地から除去された汚染物質が他地域に持ち込まれることによる二次汚染を恐れている。

5 (0.133)

5 (0.665)

クリアランスレベルの80倍もの汚染土を「適切に管理」することを法律上担保することができないからではないか。

3 (0.021)

4 (0.352)

足元の盛土作業をする際に、鉄板が敷いてあつたら作業ができる。

2 (-0.014)

2 (-0.178)

公共施設は自然災害や劣化、メンテナンス工事により土壤が流出飛散することが避けられないため、管理期間を定める必要がある。

4 (0.051)

5 (0.636)

施工業者や管理者に対する監督が甘く、再生利用された土壤が危険をもたらすリスクが高いため、施工段階から維持管理までの全プロセスでより厳格な基準と監査体制を導入すべき。

3 (0.008)

5 (0.589)

除去土壤の表面だけではなく、中身も計測すべき。

2 (-0.024)

2 (-0.145)

公共事業での除去土壤再利用は、自然災害時や施工不備による環境汚染のリスクを高める。

5 (0.135)

5 (0.701)

防護策を行わずに被曝した場合、作業員に労災が発生する可能性があり、その責任の主体はどこにあるのかが問題である。

3 (0.034)

3 (0.171)

除去土壤を持ち込まれた地域住民には被ばくリスクがあり、正味の便益は存在しない。

3 (0.015)

5 (0.624)

埋立処分に関してのリスクは地下水汚染だけでなく、埋立土壤の飛散や崩壊による地面空間上での汚染リスクもある。

5 (0.129)

5 (0.673)

動植物の生息環境の被ばくリスクが高まることが懸念される。

4 (0.087)

5 (0.696)

除去土壤を覆う遮蔽物の基準が緩和されることにはリスクがある。

4 (0.055)

5 (0.610)

「除染土」という表現は使うべきでなく、汚れがたまつたまぎれもない「汚染土」と呼ぶべきである。

2 (-0.019)

4 (0.439)

当初はコンクリートで覆う予定だったのに、いつの間にか土で覆うことになったのは手抜きである。

2 (-0.020)

2 (-0.198)

## 放射性物質の安全管理と住民保護の強化（37件）

放射性物質に関する監視と防護策の強化が求められており、特に福島原発事故以降のリスクに対する懸念が強調されています。住民への情報提供や教育機会の充実、放射線リスクの理解を深めるための具体的な対策が必要とされています。また、放射性汚染土の管理に関しては、全国配送に対する強い反対意見があり、透明性の確保や環境安全性の維持が重要視されています。政府は、放射性物質の危険性を最小限に抑えるための研究・分析を推進し、住民の不安を軽減するための説明責任を果たすことが求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.032)	4 (0.386)

評価コメント：放射性物質の管理に関する意見は明確で一貫性があり、他のクラスタと比較して独自性も高い。ただし、情報が多いため、さらに整理することで明確さが向上する可能性がある。

### 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
高校の科学部に放射線測定の経験を積む機会を提供すべき	3 (0.028)	5 (0.574)
放射線は有無の問題ではなく量の問題であることが広く常識となることを期待する	3 (0.028)	4 (0.417)
放射能汚染土の再利用はやめるべきです。	3 (0.017)	4 (0.273)
原発事故はまだ続いている。	3 (0.001)	5 (0.572)
放射性汚染土の全国配送に反対するべきである。	3 (0.016)	3 (0.043)
放射能で被爆させる危険性がないのなら、きちんと納得のゆく説明をすべきである。	4 (0.066)	5 (0.538)
住民からの放射性物質に対する不安や風評被害の意見に応える説明が必要である。	4 (0.065)	5 (0.559)
放射性物質の危険性を最小限にするために、政府主導で研究・分析を進めるべき。	4 (0.087)	5 (0.638)
安全性を確保できないまま実施された場合、日本の環境政策や公衆衛生に対する信頼性が問われる。	3 (0.004)	4 (0.332)
福島原発事故以降、1ミリシーベルト以下なら安全という基準が設けられたが、その基準がもたらす放射線リスクについての問題がある。	4 (0.071)	4 (0.396)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

1ミリシーベルトの基準が重ねられた結果、高まった放射線リスクの許容範囲について疑問がある。

3 (0.011)

2 (-0.068)

地方自治体は、台風や地震、津波による放射能汚染した土の管理を速やかに行うべきであるか疑問がある。

3 (0.012)

4 (0.477)

日本は放射能汚染土の管理において、海外の例を参考にして厳重管理すべきである。

4 (0.092)

5 (0.511)

放射能汚染土を全国にばら撒くべきではない。

4 (0.053)

4 (0.355)

今回の案は放射能残土を全国にばら撒くことであり、年1mSvの原則が破られることになる。

2 (-0.036)

3 (0.166)

欧米では放射性物質に関して非常に敏感である。

4 (0.059)

5 (0.517)

放射性物質を扱い、事故によりばらまいたのは事業者と国である。

3 (0.039)

5 (0.562)

再生利用との名を借りて日本中を放射能で汚染されることになりかねない。

3 (0.042)

4 (0.464)

放射能汚染土の取り扱いについて熟議することが求められている

3 (0.048)

4 (0.389)

福島の汚染を他に広げてほしくないという声があることを確認すべきである。

3 (0.029)

3 (0.027)

省令の方が法的に従来の放射線防護規制よりも上である理由を示してほしい。

2 (-0.024)

5 (0.593)

日本の土壤汚染基準値5,000ベクレル/kgは環境の安全性を確保し、国際市場での信頼を維持するために重要である。

2 (-0.019)

4 (0.396)

日本政府が提案する改変数値は環境の安全性を脅かし、輸出に悪影響を及ぼす可能性があるため、現行の基準値を維持すべきである。

3 (0.004)

4 (0.382)

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を日本中の公園や土地に撒くことは非常に危険で非現実的な提案である。

3 (0.024)

4 (0.432)

除去土壤の放射能測定結果や管理状況の透明性が不十分であり、全ての測定データを住民や専門家が確認できるよう公開を義務化すべきである。

3 (0.015)

3 (0.214)

作業にあたり、どのような放射線防護策が行われるのかが明確であるべきである。

4 (0.096)

5 (0.582)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

復興再生利用事業に就く労働者の健康被害を防止するために、電離放射線障害防止規則の適用または準用を法改正または省令改正で義務付けるべきである。

3 (0.006)

5 (0.632)

埋立処分先・再生利用先の地域住民への放射能防護のための周知・喚起を行うべき

5 (0.105)

5 (0.641)

地域住民の放射能防護の対策にかかる費用を国が補填する規定を設けるべき

4 (0.078)

5 (0.650)

この期間中に放射性物質を国土全体で利用する再生利用は、原子力災害対策特別措置法の法律違反である。

2 (-0.028)

2 (-0.116)

国際放射線防護委員会の放射線防護3原則を取り入れた省令とすべきである。

4 (0.052)

5 (0.567)

福島の復興のために除染で集めた放射性物質濃度が高い土壌を福島以外の地域に移動させることは、放射線被ばくの正当化の原則にあたらない。

2 (-0.005)

4 (0.352)

環境中の放射性物質濃度を定期的に監視すべきである。

4 (0.069)

5 (0.505)

放射線障害防止のために、空間線量率の達成目標を告示の中で定めるべきである。

4 (0.063)

3 (0.213)

2011年3月11日の発災当時、除染は住民への被曝予防のために行われるべきである。

3 (0.034)

3 (0.093)

除去土壌は汚染土壌であるため、放射性物質汚染対処特措法ではなく環境基本法・土壤汚染対策法で対応すべき。

2 (-0.039)

2 (-0.026)

浸出水中の微量な放射性物質や二次生成物の検出も視野に入れた検査方法を採用すべき。

3 (0.026)

4 (0.413)

## 汚染土壌の安全性確保と責任明確化のための規制見直し（22件）

汚染土壌の再生利用に対する強い反対意見が集まり、特に環境保護と地域住民の安全を重視した規制の見直しが求められています。意見の中では、事故の責任を東電や国に求めるべきであり、一般市民にその責任を押し付けることへの懸念が強調されています。また、再生土壌のトレーサビリティの欠如や、環境省の規制機能と事業者機能の独立性の重要性が指摘され、具体的な実施方法の明確化が求められています。これにより、農産物の汚染による輸入禁止や地域住民への影響を防ぐための具体的な対策が必要とされています。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

4

4

4

4

3 (0.015)

4 (0.336)

評価コメント：意見は明確で、汚染土壌に関する具体的な懸念が示されているが、全体の流れにおいて若干の接続不足が見られる。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
汚染土再利用計画を撤回してほしい。	4 (0.074)	4 (0.351)
汚染土の県外使用を禁止すべき	2 (-0.005)	2 (-0.097)
省令案ではそのことが考慮されていないので撤回すべきである。	2 (-0.016)	5 (0.591)
埋め立てられた再生土壌は再度掘り起こされ再利用される可能性があり、トレーサビリティが不能であるため、即刻省令案は取り下げるべきである。	3 (0.008)	4 (0.267)
処分区域の選定基準が不明確であるべきではない	2 (-0.004)	4 (0.468)
この事業は中止すべきである。	3 (0.047)	4 (0.489)
再生利用は県外ですべきでない。	3 (0.045)	4 (0.256)
農産物が汚染されると輸入禁止となり、壊滅的な被害を受ける。	1 (-0.075)	1 (-0.322)
埋め立て作業に関する省令案のガイドラインには、除染実施者と事業実施者の責任は記載されているが、汚染土を発生させた東電の責任は記載されていない。	1 (-0.074)	5 (0.519)
環境省は再生利用実施者の立場を手放すべきである。	4 (0.093)	4 (0.366)
事故の責任は東電や国にあるべきであり、一般市民に押し付けるべきではない。	2 (-0.020)	3 (0.150)
東京電力と利害関係のない一般国民の居住地域に再生利用を可能にするような建付けにすべきでない。	2 (-0.025)	4 (0.381)
事故が起きた際に他の地域を巻き込むことはやめるべきである。	3 (0.038)	3 (0.207)
飯館村の再生利用実証実験地は永久的な埋立てとなるべきではない。	2 (-0.023)	4 (0.437)
省令案が実施されると、元の非汚染農地への復元が不可能になるため、即刻撤回すべきである。	5 (0.103)	4 (0.335)
省令案は撤回すべきである。	4 (0.061)	4 (0.479)
除去土壤の再生利用に関する事業者と規制者を分離すべきである。	4 (0.064)	4 (0.286)

## 意見

IAEAの安全基準に合致するためには、規制機能が事業実施機能から独立している必要がある。

運用機能から独立した規制機能を持つことの重要性を強調すべきである。

環境省は事業者機能と規制機能の独立性を維持し、実証できるアプローチを検討しているが、その担保方法が明らかになっていない。

環境省は将来のプロジェクトのための認可プロセスを検討する予定であるが、具体的な実現方法が公にされていない。

「復興再生利用」の基準を定める規則を改正することはやるべき

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.052)	4 (0.321)
2 (-0.013)	4 (0.418)
2 (-0.021)	4 (0.477)
2 (-0.039)	4 (0.499)
4 (0.058)	5 (0.512)

## 放射性物質に関する法的枠組みの見直しと国民の安全確保（33件）

放射性物質に関する法律や基準の改正に対する強い反対意見が集約されており、特に放射能基準の厳格化や環境汚染への適切な対処が求められています。国民の安全を守るために透明性のあるプロセスでの法的枠組みの見直しが必要であり、放射能汚染土の再生利用や放射線防護措置の不備に対する懸念が強調されています。また、国会審議や公的な討議を経ずに進められる施策に対する疑問も多く、放射線の影響を受けやすい人々への特別な保護措置の欠如が指摘されています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	5	4	4 (0.061)	4 (0.470)

評価コメント：意見は明確で整合性が高いが、表現に若干の冗長さが見られる。独自の視点が強調されており、他のクラスタと明確に区別できる。

## 意見一覧

### 意見

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染への対処に関する特別措置法施行規則の改正案に反対である。

放射線審議会の答申や検討会の結論の前にパブリックコメントを進めるのはおかしい。

放射性物質汚染対処特措法の附則で求められている3年後の抜本的な見直しがなされている状態での省令改正に反対。

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.061)	4 (0.460)
4 (0.096)	5 (0.663)
5 (0.134)	5 (0.641)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

いい加減な放射線量の基準の緩和を前提にした省令改正案を閣議決定で承認するのは民意に反する。

5 (0.135)

5 (0.621)

「放射性物質汚染対処特措法」には「除染土の再生利用」の規定がないため、再生利用を進めるのはおかしい。

3 (0.026)

4 (0.443)

国会審議もせずに放射能汚染土の「再生利用」を強引に解釈して進めるのは問題である。

4 (0.096)

5 (0.588)

放射性物質汚染対処特措法第41条に「再生利用」を加えた法改正を国会に提出し審議すべきである。

3 (0.042)

5 (0.604)

環境省は「1mSvは安全と危険の境目ではない」と述べており、1mSv以下は安全ではないことを示唆している。

3 (0.047)

4 (0.412)

この基準は放射性物質の集中管理の原則と相反する。

4 (0.062)

4 (0.386)

原子炉等規制法で定められた数値を無視して計画を進めるべきではない。

3 (0.004)

4 (0.402)

放射能汚染土の公共事業での再利用は産廃利権そのものである。

2 (-0.028)

3 (0.243)

放射能汚染を伴う作業が公共事業とされることで、最大の責任者である東電が第三者のようになってしまふことは理解できない。

3 (0.050)

3 (0.073)

放射能基準のダブルスタンダードを認めることはできない。

5 (0.103)

5 (0.590)

特に、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦への特別な保護措置が講じられていない。

4 (0.096)

4 (0.493)

今回の省令案は従来の放射線防護の規制を蔑ろにしている。

5 (0.128)

4 (0.402)

ガイドラインや省令改正で済ませて法律改正を行おうとしないのは、放射性物質として扱わなくてよいクリアランスレベルとのダブルスタンダードとの明確な区別が法律上困難だからではないか。

4 (0.087)

5 (0.599)

「復興再生利用」の管理期間は定まっておらず、放射線防護上重要な論点である。

3 (0.047)

4 (0.466)

作業者が放射線被ばくした数量のチェックが考えられていない

4 (0.090)

5 (0.562)

工事現場における工事従事者への放射線防護措置を考慮していないため、この省令は撤回すべきである。

5 (0.110)

5 (0.558)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

作業環境における放射線量の把握や個人線量計の携帯について、作業者の意見を聞いた上で対応を検討することは常識的に考えられない。

4 (0.070)

5 (0.635)

万一健康被害があったときの補償なども検討すべきであるが、その記載がない。

2 (-0.003)

5 (0.566)

放射性物質汚染対処特措法で規定していない「復興再生利用」という言葉を勝手に規則で創設している。

4 (0.074)

4 (0.399)

原子力緊急事態宣言下での基準が緩い状態での論議は許せない。

4 (0.085)

4 (0.454)

原子力災害対策特別措置法での緊急事態宣言下では、国民の被ばく低減のための応急対応期間である。

3 (0.002)

3 (0.090)

現在の省令案は、放射線を使う行為がもたらす便益がリスクを上回る場合のみ認める正当化が欠けている。

5 (0.132)

5 (0.609)

IAEAは放射線防護策において利益と害を評価すべきとし、前者が大きくなければ正当化されないと考えているが、日本政府はこの評価を行っていない。

4 (0.051)

5 (0.520)

試験手法は環境省告示 18 号に準拠しているが、生活環境への被害防御には 46 号が適しているため不十分である。

4 (0.065)

4 (0.496)

施行規則改定案では環境省告示 18 号ではなく、日本産業規格 K0058-1 での検液を規定するべきである。

3 (0.046)

5 (0.673)

告示案「除去土壤の埋立処分を終了する場合の措置」において、地震による閉鎖部の損壊に関する規定がないため、放射線の遮蔽が不十分である。

2 (-0.004)

4 (0.434)

公害対策基本法、環境基本法、放射性物質汚染対処特措法の改定は、規則の改定ではなく国民討議や国会審議で行うべきである。

3 (0.016)

4 (0.377)

土壤汚染対策法から放射性物質の除外規定を外すべきである。

3 (0.031)

3 (0.237)

水質検査の改正案は、放射性物質が埋立処分される場所におけるリスクを十分に評価していないと思う。

3 (0.033)

4 (0.416)

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集が行われている。

3 (0.031)

4 (0.417)

## 土壌汚染対策の強化と持続可能な再利用の推進（24件）

土壌汚染に対する適切な対策と中間貯蔵施設の運用が求められています。具体的には、除染の徹底や法律に基づく基準設定、汚染土壌の安全な管理と再利用に関する包括的なアプローチが強調されています。遮蔽材の使用や立入禁止区域の設定、密閉型容器の使用など、環境保護措置を講じることで、土壌の重要性を認識し、持続可能な方法での利用が求められています。また、除去土壌の処分や再生利用に関しては、適切な管理と監視が必要であり、公共の水域や地下水の汚染を防ぐための具体的な要件の設定が重要です。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.017)	4 (0.465)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、特定の点での詳細な説明が不足している。独自の視点があり、他のクラスタと比較しても差別化されている。

### 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
デブリの取り出しがまだあるため、土は動かすべきではない。	3 (0.034)	5 (0.545)
法律でない状況下で運用することは危険極まりない。	2 (-0.039)	3 (0.086)
地表面を限なく測定し、細かく土壌サンプリングを行う必要がある。	3 (0.014)	5 (0.571)
災害で流された再生利用土の回収には、チェックが必要である。	2 (-0.022)	5 (0.650)
除去土壌は発生場所で保管すべきである。	5 (0.104)	5 (0.642)
土壌は人間にとて貴重な資源であり、表層土壌は生き物を育むために重要である。	3 (0.044)	4 (0.471)
汚染土壌を地下に埋めて立入禁止区域とするべきである。	3 (0.031)	5 (0.634)
中間貯蔵用地にはまだ余裕があり、それ以外の利用はできない状況であるため、減容する必要性はない。	3 (0.034)	4 (0.339)
中間貯蔵施設には余裕がまだ半分もある。	3 (0.028)	4 (0.478)
利用場所や用途の制限が行われていない。	2 (-0.010)	2 (-0.009)
除去土壌は用途を限定すべきで、広くばらまくべきではない。	4 (0.068)	5 (0.613)
除去土壌は大規模施設など、一定の場所に集中させるべきだ。	4 (0.063)	5 (0.681)
再利用に際しては、密閉型容器の使用や地下水や地盤の汚染防止措置を義務付けるべきである。	4 (0.054)	4 (0.437)

意見	ベクトル空間	UMAP
公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壤の要件は、復興再生利用についても定めるべきである。	3 (0.040)	5 (0.623)
除去土壤の処分や再生利用に関しては、保有水等集排水設備を実証事業と同様に設置するよう省令改正案を再検討すべきである。	3 (0.014)	4 (0.461)
汚染土壤を遮蔽材で覆い、外部被ばくを低減すべきである。	2 (-0.013)	5 (0.652)
全ての土壤を対象に保有水等集排水設備を設置すべき。	4 (0.083)	5 (0.631)
埋立地は農山村地域が想定され、里山生活に不可欠な動植物及びその生息環境への配慮が重要であるが、これについて触れられていない。	2 (-0.046)	4 (0.406)
除染が必要な場所は全て除染すべきであり、手抜きは許されない。	2 (-0.016)	4 (0.457)
再生利用には埋立処分（最終処分）が含まれることになる。	2 (-0.019)	4 (0.287)
土壤汚染対策法の中で埋立手法や基準等を設定すべきである。	3 (0.005)	4 (0.492)
除染土をなんとかしなくてはいけないということには賛同するが、提示されている環境の汚染への対処方法が正しいかどうか不安である。	1 (-0.074)	4 (0.384)
領海内に存在する無人島に埋め立てる方がまだましである。	3 (0.011)	4 (0.335)
何百年もかかる物質は孤島の無人島に持つて行って埋めるべきである。	3 (0.025)	4 (0.306)

## 環境政策における透明性確保と市民参加の促進（57件）

環境政策の改正に関する透明性の欠如や市民参加の不足が問題視されています。特に、省令改正に伴う責任の所在の不明確さや、住民との合意形成の不足が指摘されており、これにより万が一の事故に対する迅速な対応が難しくなる懸念が表明されています。また、情報提供の方法が不適切であるため、市民の意見が反映されにくく、法律やガイドラインの内容が理解しにくい状況が続いている。これらの問題を解決するためには、情報公開の改善や市民参加を促進する取り組みが求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.042)	4 (0.474)

評価コメント：環境政策に関する問題点が明確に示されており、意見も一貫している。ただし、情報の整理がもう少し必要で、他のクラスタと重複する部分も見受けられる。

# 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
IAEAは信用できないため、その報告は基準のお墨付きにはならない。	3 (0.023)	4 (0.415)
明確に説明していない段階での省令改正に反対。	4 (0.088)	5 (0.649)
環境省は省令案改正について形式的なパブリックコメントのみですませようとしているが、一般市民からの意見を聞く態度がみられず問題である。	3 (0.030)	4 (0.426)
形式的なパブリックコメントでは一般市民の声は届かない。	4 (0.063)	4 (0.394)
国土に大きな影響を与える政策を、国会の議論も経ない省令で実現しようとする姿勢は非常に姑息である。	4 (0.059)	4 (0.408)
省令案の定義は特措法第41条に書かれた「処分」からは読み取れない。	3 (0.045)	5 (0.596)
被ばく線量と影響を過小評価している。	2 (-0.011)	5 (0.634)
地震や洪水によって道路や堤防は人間の責任体制とは無関係に崩壊するため、第58条の4口の「責任体制が明確」や「継続的かつ安定的」は机上の空論であり撤回すべきである。	2 (-0.001)	5 (0.520)
飯館村民に対して十分な説明がされていない。	2 (-0.018)	5 (0.674)
用途について特段の制限が行われていないのは問題である。	3 (0.023)	5 (0.554)
基準を80倍緩和する意味がわからない。	3 (0.015)	3 (0.223)
省令案と告示における基準設定はおかしい。	5 (0.112)	5 (0.675)
事業実施者にとって、いつまで責任を負うのかが不明なままであるため、省令改正を行うべきではない。	3 (0.032)	5 (0.547)
「クリアランスレベルとは違う」という根拠が法的拘束力を持たないことになるため、管理期間を明確にする必要がある。	3 (0.045)	5 (0.612)
ガイドラインには法的拘束力がないため、実効性が担保されていない。	4 (0.077)	5 (0.512)
違反した場合の措置も不明である。	4 (0.055)	5 (0.653)
告示が提示されず、実証実験の結果を踏襲したガイドラインが基準として扱われることに懸念がある。	2 (-0.003)	5 (0.505)
省令改正案・告示案には法的拘束力のある具体的な技術的要件がほぼ白紙であるべきではない。	5 (0.101)	5 (0.641)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

ガイドラインには法的拘束力がないため、実際の運用がガイドラインに沿って行われることが担保されない。

4 (0.071)

4 (0.483)

ガイドラインが意見募集の対象文書でないため、一般市民がその内容について意見表明できないのは問題である。

4 (0.093)

5 (0.660)

ガイドライン案では、覆土の内側の層Aの責任主体を除染実施者、外側の層Bの責任主体を事業実施者や施設の管理者と分けているが、これは現実的ではなく実効性に欠ける。

2 (-0.012)

2 (-0.190)

省令案第58条の四第1項～第4項には主語がなく、管理・責任主体が不明であるため、明確にすべきである。

4 (0.092)

5 (0.685)

環境省の省令案の変更は不透明であり、いつ、なぜ、どの段階で起きたのかが不明である。

3 (0.046)

5 (0.502)

この変更について国民への説明が不足しており、環境省への不審感を増強するため撤回すべきである。

3 (0.017)

4 (0.378)

住民説明と合意形成の不足は重大な問題である。

3 (0.016)

4 (0.366)

二本松と小高区での実証実験は住民の反対により取りやめになったことは問題である。

2 (-0.043)

1 (-0.344)

事前の情報公開についての規定がないことは問題である。

4 (0.076)

5 (0.668)

ガイドラインに書いても法的拘束力がない。

4 (0.060)

4 (0.484)

省令案の措置だけでは不十分であり、不足の事態にも対応できない。

3 (0.049)

4 (0.412)

省令改正案ではこの点が実現されているとは読み取れない。

4 (0.077)

5 (0.575)

このような行為は地方自治法第1条の趣旨に反し、国の権利濫用である。

3 (0.033)

3 (0.241)

責任の所在が曖昧になることで、万が一の事故が発生した際に迅速な対応ができない懸念がある。

3 (0.040)

5 (0.559)

代行告示により、地方自治体の主体性が失われる可能性がある。

3 (0.016)

3 (0.205)

改正省令案の曖昧さは、国の責務を放棄したことになるのではないか。

5 (0.108)

5 (0.540)

基本的な事項は法律に書くべきであり、告示で書くべきではない。

3 (0.043)

5 (0.661)

そのような状況にない地域の住民として、今回の省令案は容認できない。

2 (-0.004)

3 (0.207)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

その他の地域の住民にとって被ばくによるメリットは何ら発生しない。

2 (-0.037)

2 (-0.179)

省令改定案で重要な操作概念や技術概念、生成物が定義されていないことは不誠実であり、国民を混乱させる。

4 (0.096)

5 (0.658)

ガイドラインではなく告示別表に記載した方が良い。

4 (0.053)

5 (0.570)

条文が科学的技術的に理解できず、国民一般の理解を妨げている。

4 (0.078)

5 (0.659)

頻繁な法令改正により、現場の混乱や対応の遅れが生じる恐れがある。

3 (0.046)

5 (0.658)

法案がとてもややこしくてわかりにくい

4 (0.083)

5 (0.627)

環境省の「全国民的な理解醸成」活動は、地域住民ではない若い世代に限定されている。

2 (-0.009)

3 (0.043)

全体説明がなく、改正省令等を羅列しているのは問題である。

5 (0.118)

5 (0.680)

縦書きの条文が横向きになっているため、一読するのが困難である。

3 (0.034)

4 (0.458)

意見募集の対象が縦書きのものを横に公開しているため、読みにくく、意見を出させないためにやっていると感じる。

3 (0.035)

4 (0.483)

関連資料の内容が不明であり、詳細を把握するためにはすべての資料を確認する必要がある。

3 (0.005)

5 (0.656)

開催審議会等の情報がウェブ上にのみ記載されているため、アクセスが難しい。

4 (0.069)

5 (0.676)

省令改定案で重要な技術用語が使用されていないのは非常に不誠実である。

4 (0.066)

5 (0.653)

第二十五条イの「同表の第二欄」が何を指しているのか不明であり、今回のファイルには記載がないため確認できない。

4 (0.058)

5 (0.617)

PDFから直接コピーができず、関連箇所をコピーアンドペーストで「引用」できるようにすべき。

4 (0.063)

4 (0.437)

重要事項は「復興再生利用ガイドライン」であるが、ガイドラインは関連資料扱いされていることに問題がある。

2 (-0.007)

5 (0.554)

パブコメにおいて、文書を簡潔に要約し、元文書の引用先を掲示するべきである。

2 (-0.038)

4 (0.312)

## 意見

文書を開いて読むだけでも相当な労力を要するため、要点の提示が必要である。

パブリックコメントの資料の提示が非常にわかりにくい。

関係する条文の正式名称が文書ファイルに掲載されておらず、条文の項目も示されない文書は適切ではない。

パブコメ文書で市民の意見をきちんと聞く姿勢が見られない。

## ベクトル空間

2 (-0.023)

3 (0.237)

4 (0.086)

5 (0.647)

4 (0.093)

5 (0.637)

3 (0.019)

3 (0.216)

## 住民参加と情報公開を通じた政策決定の透明性向上（25件）

住民の意見を反映させるための法改正や情報公開の義務化が求められています。具体的には、公共事業や環境政策において、住民説明会や公聴会を開催し、住民の理解と合意を得るプロセスが重要視されています。また、土壤汚染対策法の改正に際しては、国民討議や国会での十分な審議が必要であり、政策決定者は住民との協議の場を設けることが求められています。これにより、透明性のある情報提供が実現し、住民の信頼を高めることが期待されています。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

4 4 4 4 4 (0.098) 4 (0.454)

評価コメント：意見は明確で、住民参加の重要性が強調されているが、情報の整理がもう少し必要。全体的に独自性が高く、他のクラスタと区別しやすい。

## 意見一覧

### 意見

### ベクトル空間

### UMAP

全国各地で説明会を開き、納得のいく説明を行うことが必要である。

5 (0.113)

5 (0.650)

環境省は省令案改正について、誰もが参加できる公開の場の公聴会や説明会を開催して内容を説明し、意見を聴取すべきである。

5 (0.166)

5 (0.630)

IAEAの提言に従い、利害関係者（住民）と公開で協議すべきである。

5 (0.169)

5 (0.646)

国民に積極的に周知し、国民的議論を進めるべきである

5 (0.146)

5 (0.608)

国会できちんと議論すべき

4 (0.084)

4 (0.415)

省令改正ではなく法改正を国会に提出すべきである。

4 (0.057)

2 (-0.019)

政策決定者は計画の再検討を促すべきである。

5 (0.103)

4 (0.251)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

測定データの解釈や政策決定に、公聴会などの専門家や市民の意見を反映させるための仕組みを提供すべき。

5 (0.121)

5 (0.632)

除去土壤の再生利用に関する情報公開や地域住民への説明、公聴会、協議義務を省令案に書き込むべきである。

4 (0.077)

5 (0.514)

法改正をして早期段階における住民参加と情報公開義務について定めるべきである。

5 (0.126)

5 (0.534)

IAEA専門家会合最終報告書には、住民との協議の場を設けることが重視されているが、今回の省令案にはそれが反映されていない。

3 (0.048)

5 (0.558)

住民説明会の開催や合意形成プロセスを法的に義務化すべきである。

4 (0.081)

5 (0.613)

住民の代表や住民団等を協議に加える必要がある。

5 (0.197)

5 (0.638)

復興再生利用実施の際には、事前の情報公開や住民への説明が必要である。

3 (0.035)

4 (0.315)

公共事業を実施する場合、マスコミへの公表および住民説明会の実施を義務付けるべきである。

4 (0.072)

5 (0.566)

地域の人々の了解を得る必要がある。

5 (0.104)

5 (0.559)

再生利用が本当に復興の役に立つかどうかは、公開の議論を通じて国民が判断すべき

5 (0.113)

4 (0.414)

基準を平時に戻して議論すべき。

3 (0.032)

4 (0.263)

住民参加の下で透明性のある情報提供が必要である。

5 (0.109)

4 (0.358)

自治体に受け入れの検討を依頼する前に、要件の提示が必要である。

5 (0.114)

5 (0.606)

このような支離滅裂の省令案が通れば現場に混乱をきたすため、一旦白紙に戻すべきである。

2 (-0.041)

3 (0.020)

土壤汚染対策法の改正も同様に国民討議や国会審議で対処すべきである。

4 (0.089)

4 (0.348)

意見を募集する気があるなら、省令案を撤回して説明・公聴会を行うべきである。

5 (0.105)

3 (0.113)

市民の声を真摯に聞くつもりであれば、ポイントがわかる資料を作成して提示すべき。

5 (0.175)

5 (0.629)

## 意見

これらのコメントは、それぞれ独立して提出可能な形で構成されており、具体的な問題提起と改善案を盛り込んでいる。

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.064)

4 (0.494)

## 廃棄物管理における透明性と法的責任の強化（23件）

廃棄物管理のプロセスにおいて、透明性を確保し、関係者の責任を明確にすることが求められています。具体的には、処分区域の選定基準や管理終了の要件を明確化し、復興再生利用に関する情報の保存期間を定める必要があります。また、環境省が除染土壌の管理と責任を担うことを明確にし、関連法令やガイドラインの整備を進めることが重要です。地域住民との意見交換の場を設けることで、信頼関係を築き、企業としての社会的責任を果たすことが期待されています。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.047)	4 (0.471)

評価コメント：廃棄物管理に関する透明性と責任の強化について明確に述べられており、意見も一貫している。ただし、他のクラスタと比較して独自性がやや薄い部分がある。

## 意見一覧

### 意見

### ベクトル空間

### UMAP

汚染土を持ちこまれる全国各地の住民と作業者から意見を聞く場を作るべき

1 (-0.110)

4 (0.251)

同法では「利用又は処分」という表現が使われている。

3 (0.014)

4 (0.498)

成人に対しても、どのように管理するのかを明示する必要がある。

3 (0.004)

4 (0.428)

トレンチ処分、ピット処分等最終処分と同様の管理をすべき。

4 (0.056)

5 (0.505)

大企業として社会的責任、企業倫理をもって株主、従業員を説得すべきである。

3 (0.021)

5 (0.548)

環境省は規制官庁としての立場を堅持し、制度のは正に取り組むべきである。

3 (0.049)

4 (0.380)

省令案には情報の保管期間が「復興再生利用の終了するまで」とされているが、管理そのものの期間を定めなければ意味がない。

3 (0.027)

5 (0.527)

復興再生利用に関わる措置の終了とともに情報の保存が終了することは問題であり、後の検証のための記録や資料がなくなることは責任を問われるべきである。

3 (0.039)

5 (0.552)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

管理・責任主体を省令に明記すべきである。

5 (0.126)

5 (0.631)

環境省は除染土壌の復興再生利用に関するすべての管理と責任を負うべきである。

2 (-0.001)

3 (0.134)

ガイドライン案において「除染実施者が復興再生利用の責任を有している」とあるが、これは環境省を指すのか明記し、省令にも記載すべきである。

5 (0.119)

4 (0.500)

公共事業の実施主体及び責任体制が明確であるべきである。

4 (0.090)

5 (0.599)

IAEAが環境省の取り組みはIAEAの安全基準に合致していると述べたのは、線量が利害関係者との協議によって決定されるとの認識に基づいている。

3 (0.005)

2 (-0.122)

表示期間はどの程度なのかを明確にする必要がある。

3 (0.011)

4 (0.251)

より詳細で明確な指針を策定すべき。

4 (0.050)

5 (0.672)

処分区域の選定基準を明確化すべき。

4 (0.080)

5 (0.641)

処分地選定基準を公開すべき

3 (0.008)

4 (0.347)

再生処分を行う者については法律に明記すべきであり、撤回して法律改正を行うべきである。

3 (0.048)

4 (0.429)

復興再生利用の定義は規則の定義の条項で明確に定義されるべきである。

5 (0.108)

5 (0.671)

管理終了の要件を明確化すべき。

5 (0.142)

5 (0.621)

埋め立て処分の「管理終了の要件」は今後の検討課題であり、自治体が最終処分地として受け入れる際の判断基準の一つになると思う。

3 (0.047)

5 (0.546)

除染土壌に対する各種の措置行為を特措法改正あるいは省令で明確に定義すべきである。

4 (0.060)

5 (0.638)

環境基本法および関連法とともに、環境基準、規制基準を定めるべきである。

4 (0.097)

5 (0.582)

## 除去土壤管理における透明性と責任の確立（22件）

除去土壤の管理に関する責任主体や処分方法が不明確であることに対する懸念が強調されています。具体的には、除染土壤の処理に関する情報の透明性が欠如しており、環境への影響評価やモニタリング体制の不備が指摘されて

います。また、除去土壤の再利用に関する国民の理解不足や、災害時の対応策の欠如が問題視されており、これらの課題を解決するためには、責任の明確化と情報公開の強化が求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	5 (0.130)	5 (0.614)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、情報の重複が見られる。特に、除去土壤の再利用に関する懸念が繰り返されている点が改善の余地がある。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
除染土の再利用について国民の理解が全く進んでいないと思う	5 (0.154)	5 (0.579)
除去土壤の再生利用による生態系への影響が十分に評価されていない。	5 (0.217)	5 (0.735)
災害によって土壤が流出した際の対応について記載がないのは問題である。	5 (0.167)	5 (0.633)
除去土壤の再利用による生態系への影響が十分に評価されていない	5 (0.223)	5 (0.729)
除染された土壤の多くは火山灰土であり、表層土壤は土木工事に適していない。	4 (0.085)	5 (0.679)
飛散・流出のリスクが高い場所を回避するのではなく、十分な検討を行うと記述されているのは不十分である。	4 (0.070)	5 (0.568)
土壤を中間貯蔵施設から運んで作業場に敷くまでの作業における粉塵吸い込みによる内部被ばくの計算がされていない。	5 (0.163)	5 (0.726)
除去土壤の管理の責任主体、方法、基準が非常にあいまいで無責任である。	5 (0.154)	5 (0.602)
モニタリング項目が空間線量しかなく、土壤や地下水の線量の定期モニタリングが予定されていないことは問題である。	5 (0.160)	5 (0.737)
除去土壤の汚染状況を調査する方法が不十分であり、汚染の実態が正確に把握されない可能性が高い	5 (0.168)	5 (0.683)
代行体制では、除去土壤の処分に対する情報公開が不十分になる懸念がある。	5 (0.144)	5 (0.555)
除去土壤の処分に係る代行告示は透明性が欠如しており、住民に対する情報提供が不十分である。	5 (0.146)	5 (0.528)
除去土壤の処分を誰が行うのかについて、合理的な説明や整合性がないのは問題である。	5 (0.153)	5 (0.565)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

除染土壤の再利用が復興の役に立つという根拠不明のイメージを植え付けている

4 (0.089)

4 (0.466)

中間貯蔵施設における除去土壤の処置に関するシナリオが提示されているが、スラグや焼成物の再生利用についての情報が不明確である。

5 (0.124)

5 (0.568)

除去土壤を持ち込まれた側の自治体の準備が整っていない。

5 (0.164)

5 (0.637)

公共の水域や地下水に影響を与えないという確証が不十分である。

5 (0.122)

5 (0.698)

「汚染を生じさせるおそれのないもの」の要件が不明瞭である。

3 (0.036)

4 (0.406)

除去土壤の溶出試験基準で埋立処理することは廃棄物処理基準と矛盾している。

4 (0.082)

5 (0.581)

除染土の量が2879万立方メートルから1400万立方メートルに減少した理由が不明であり、手抜きと映る。

5 (0.138)

5 (0.735)

再生資材化において、盛り土・埋立ての使用が埋立処分に含まれることが不明確である。

5 (0.101)

5 (0.620)

水質検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視していると感じる。

3 (0.007)

4 (0.470)

### 復興再生利用における法的整備と作業者安全の確保（30件）

復興再生利用に関する法的な明確性の欠如や、作業者の安全対策の不備が指摘されています。特に、復興再生利用の定義や実施方法が不明確であり、国民に誤解を与える可能性があることが懸念されています。また、除染土壤の処理に関する具体的なガイドラインや管理方法が不足しているため、事業者が法令違反のリスクを抱える状況が続いている。作業者の保護に関する記載が省令案に欠けていることも問題視されており、適切な安全対策の整備が求められています。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

3

4

4

4

2 (-0.007)

3 (0.157)

評価コメント：意図は明確だが、情報の過不足があり、特に法的整備の具体性に欠ける部分が見受けられる。全体としては独自のテーマを持ち、他クラスタと区別しやすい。

## 意見一覧

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

「復興再生利用」には、これまでの「再生利用」とは違う目的が含まれているため、法改正が必要である。

4 (0.058)

4 (0.361)

再生利用が含まれるような一方的な解釈は許されない。

3 (0.002)

2 (-0.036)

処理とは除染のための作業や移動、保管、処分を指し、再生利用や再利用の言葉は使われていない。

3 (0.028)

3 (0.073)

農地に用いることには賛成できない。

2 (-0.024)

2 (-0.173)

復興再生利用は復興に繋がる事業にならない。

4 (0.072)

4 (0.427)

公共事業には公共空間での農業・農園作業実習が含まれるべきか疑問である。

2 (-0.050)

4 (0.302)

「復興再生利用」の定義・態様が不明確であり、科学的に安全性が不明であるため、急に安全な行為とされることに疑問がある。

3 (0.015)

3 (0.201)

事業者は「復興再生利用」として行った行為が法令違反とされるリスクがあるため、参入を躊躇する可能性がある。

3 (0.031)

4 (0.265)

クリアランスレベルまで減衰するまでの適切な管理が必要であり、その管理を誰がどのように行うのかの記載がない。

1 (-0.068)

3 (0.004)

事業実施者の情報の保管期間が不明であり、復興再生利用の終了までの責任がいつまで続くのかが明確でない。

2 (-0.016)

2 (-0.196)

再生資材化の手続きに関して法的根拠がないまま進められることに危惧を抱いている。

3 (0.024)

3 (0.223)

再生利用の管理期間における測定頻度が明記されていない。

1 (-0.060)

2 (-0.170)

省令改正案では、保有水等集排水設備の設置を省くことは認められない。

3 (0.015)

4 (0.370)

省令案には作業者の保護についての記載がなく、安全が守られない。

3 (0.003)

3 (0.180)

作業者の防護措置について何も書かれていない

3 (0.021)

3 (0.203)

施工や維持管理に関する基本事項が抽象的であり、具体的な管理方法等の記載が欠如している。

2 (-0.048)

3 (0.203)

「復興再生利用」という語句は、国民を誤魔化すための言葉遣いである。

3 (0.002)

4 (0.381)

「復興再生利用」という造語を使うべきではない。

4 (0.052)

4 (0.385)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

「復興再生利用」という表現は実態を隠す目的があるため、使用すべきではない。

4 (0.061)

4 (0.405)

「復興再生利用」という言葉を規則の一条で追加定義していない。

5 (0.120)

4 (0.292)

復興再生利用の定義が二重に説明されるのは異常である。

4 (0.086)

4 (0.287)

防護の最適化に関するステークホルダーとの協議が欠けてい  
る。

2 (-0.023)

2 (-0.014)

本省令案では処分と埋立処分、最終処分、復興再生利用の区別  
が明確ではない。

2 (-0.003)

4 (0.273)

特措法第2条の除染等の措置の定義がないまま、除染土壌に対  
して操作を行いガイドラインを作成することは正当化されるべ  
きではない。

1 (-0.077)

3 (0.107)

省令改定案には除染土壌に対する処置操作が記載されていな  
い。

1 (-0.055)

2 (-0.006)

除去土壌の処分に関する条文には、分別・分級・溶融／焼成・  
固化処理等の操作についての説明がない。

1 (-0.091)

2 (-0.250)

このような条文は大気汚染や水質汚染に対する対策が書かれて  
いるが、ワーキンググループによる討議が見えない。

1 (-0.050)

4 (0.363)

58条二の除去土壌の処分内容が不明確である。

1 (-0.117)

2 (-0.057)

汚染対処特措法施行規則の改定で対応することには法的にも無  
理がある。

2 (-0.038)

4 (0.336)

除去土壌の復興再生利用について、国民の間に理解の醸成をした  
いと言しながら、今回のパブリックコメントのやり方はその真  
逆である。

1 (-0.076)

2 (-0.044)

## 放射性廃棄物処理における安全基準の厳格化と透明性の確保（36件）

特定廃棄物や除去土壌の放射能基準に対する厳格な見直しが求められています。特に、8000ベクレル/kgという基準が公共の健康リスクを高める可能性があるとの懸念が強く、従来の100ベクレル/kgを堅持すべきとの意見が多く見られます。また、放射線被ばくに関する基準の整合性や具体的な測定方法の必要性が強調され、特に子どもへの影響を考慮した対策が求められています。これにより、放射性物質の拡散を防ぎ、安全な環境を確保するための透  
明性のある基準設定が重要視されています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.045)	4 (0.477)

評価コメント：意見は明確で、放射性廃棄物処理に関する具体的な懸念が示されているが、情報の整理がもう少し必要。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
環境省資料では8000ベクレル毎キログラムは「安全に処理できる基準」と説明されているが、今回は「(復興)再生利用」する基準に変化している。	5 (0.113)	5 (0.671)
追加被ばく年間1ミリシーベルトを越えないことを提示すべきである。	4 (0.073)	4 (0.392)
年間1mSvの被曝が70年続くと70mSvになり、がん死が10万人あたり350人増えるというのは重大な問題である。	3 (0.014)	4 (0.311)
これは発がん性化学物質の環境基準の350倍に相当するため、放射線の影響を過小評価すべきではない。	1 (-0.095)	3 (0.027)
「実効線量が一年間にしき一ミリシーベルト」は子どもには大きいので、子どもへの対策が必要である。	3 (0.018)	4 (0.401)
8,000 Bq/kg より低い濃度の土壌でも悪影響を受ける。	2 (-0.009)	5 (0.501)
1キログラムあたり8000ベクレル以下という基準は、他の土壌で薄めることで高濃度の土壌でも再生利用可能となり、放射性物質の拡散を助長する。	4 (0.084)	5 (0.517)
除去土壌は「低レベル放射性廃棄物」として最終処分すべきである。	2 (-0.011)	5 (0.565)
環境省は、8,000Bq/kgを「分類上は低レベル放射性廃棄物に該当する」と整理している。	5 (0.122)	5 (0.654)
低レベル放射性廃棄物として最終処分すべき。	2 (-0.017)	5 (0.607)
8,000Bq/kg の大半がセシウム137であると考えられるため、本来の基準が必要である。	5 (0.164)	5 (0.659)
「除去土壌の放射能濃度」の 8,000Bq/kg 以下は撤回すべきである。	5 (0.133)	5 (0.639)
原子炉等規制法では100Bq/kg以下を再利用の基準としているが、環境大臣が定める告示で8,000Bq/kg以下の除去土壌を再利用できるとするのは納得できない。	4 (0.083)	5 (0.639)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

8,000ベクレルという値は本当に安全なのか疑問である。

4 (0.069)

5 (0.612)

基準値緩和による除去土壤の放射能濃度基準値（8,000ベクレル/kg）は極めて高く、公共の場で再利用される場合の被ばくリスクを増大させる。

2 (-0.045)

3 (0.100)

従来の100ベクレル/kgの規制を堅守すべきである。

4 (0.082)

5 (0.642)

8,000Bq/kg以下の土壤のうち100Bq/kgを超えるものは低レベル放射性廃棄物として扱われるべきである。

5 (0.131)

5 (0.622)

改正案で提示された除去土壤の放射能濃度基準値8,000Bq/kgは高過ぎる。

3 (0.043)

4 (0.478)

除去土壤の放射能濃度基準値はせめて半分以下の4,000Bq/kgにすべき。

5 (0.125)

5 (0.634)

作業時間を1,000時間に限定しない場合、被ばく線量は年間13.2 mSvになるはず。

3 (0.039)

4 (0.325)

8,000ベクレル/kgという数字を安全基準として適用させることはできない。

3 (0.032)

5 (0.606)

遮蔽係数0.6を導入した上で年間0.93mSvと評価することが重要である。

3 (0.004)

4 (0.312)

内部被ばくの基準は毎日2Lを365日飲み続けて年間1ミリシーベルトを超えない基準にしているが、外部被ばくの基準が設定されていないのは不適切である。

4 (0.076)

4 (0.368)

1キログラムあたり8000ベクレルで汚染した土を「復興再生利用」しようという結論に合うように基準が設定されているのが明らかである。

3 (0.034)

5 (0.666)

復興再生利用に用いる除去土壤の放射能濃度が100Bq/kgに減衰するまでの期間を厳重な管理年限として定めるべきである。

4 (0.055)

5 (0.581)

高濃度の側を低濃度の側に拡散させない詳細な測定方法を義務化すべき

2 (-0.021)

3 (0.117)

局所的な高濃度汚染が平均化されることにより、除去土壤の放射能濃度基準値を下回らせることが可能である。

2 (-0.018)

3 (0.067)

8000Bq/kg以下だから「電離則」の適用外としているのは不適切である。

4 (0.077)

5 (0.644)

濃度が1万Bq/kgを超え、数量が1万ベクレルを超えるものは「放射性物質」と定義されるため、復興再生利用事業には「電離則」が適用されるべきである。

4 (0.058)

5 (0.595)

## 意見

再利用前に放射性物質濃度を除染により低減すべきである。

1キログラム当たり8,000ベクレルの土壤でも1.25キログラムあれば10,000ベクレル相当の放射能になる可能性がある。

「検出されないこと」がどの程度の濃度なのか具体的に示すべきである。

ガイドライン案では検出下限値の目標範囲を10~20Bq/Lとしているが高すぎる。

10万ベクレル/キログラムを超える特定廃棄物は遮断型相当の最終処分場で処理すべきである。

Cs-137濃度の基準が必要である。

年間1ミリシーベルト以下を達成目標とすることが妥当である。

## ベクトル空間

1 (-0.077)

5 (0.595)

3 (0.045)

4 (0.471)

1 (-0.055)

3 (0.055)

4 (0.088)

4 (0.424)

4 (0.054)

5 (0.648)

4 (0.072)

5 (0.626)

4 (0.074)

4 (0.385)

## UMAP

## 放射性物質管理における健康リスクと安全対策の強化（52件）

放射性汚染土壤の管理と再利用に関するリスク評価が重要視されており、特に子供や妊婦に対する健康リスクが強調されています。汚染土壤の再利用に伴う放射性物質の拡散リスクや、除去土壤の放射能濃度の確認が求められています。また、粉塵による内部被ばくの危険性や、公共事業における作業員の安全確保が重要な課題として挙げられています。これらの懸念に対処するためには、厳格な基準設定や透明性のある管理体制が必要であり、放射性物質の長期的な影響を考慮した対策が求められています。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

4

4

4

4

3 (0.005)

4 (0.257)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、情報の過不足や表現のぶれが若干見受けられる。独自の視点があり、他のクラスタと比較しても差別化されている。

## 意見一覧

### 意見

### ベクトル空間

### UMAP

福島第一原発に近い土壤ほど水溶性セシウムが多く含まれることが示されている。

3 (0.001)

4 (0.338)

放射線に閾値はなく、どんなに小さな放射線量でも健康リスクをゼロにする保証はない。

2 (-0.019)

3 (0.085)

放射性セシウムは土壤表面に長期間留まる傾向があり、深部に浸透しにくい特性がある。

3 (0.047)

4 (0.500)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

汚染された土壤は長期間にわたって高い放射線量を維持し、周辺環境に継続的な影響を与える。

4 (0.070)

5 (0.567)

基準値以下であっても複数の場所で除去土壤が再生利用されると、広範囲での放射性物質の蓄積を招く可能性がある。

5 (0.100)

4 (0.306)

妊婦・乳幼児・子供への影響は甚大である。

2 (-0.033)

4 (0.447)

放射性物質による内部被曝は、特に成長期の子供たちにとって深刻な健康リスクとなる。

3 (0.036)

5 (0.513)

公園や学校周辺での放射性物質の使用は、子供たちの日常生活に直接的な影響を与え、安全な成長環境を奪う。

4 (0.051)

5 (0.508)

人は放射能を出している多種の物から絶えず被曝しているため、それを加味しないと被ばく過多になり、体に多大な害を受ける。

3 (0.044)

5 (0.501)

赤ちゃんやお年寄り、病気の方は健康な人より放射能からの害を受けやすい。

3 (0.034)

4 (0.496)

子供たちが土壤を触り、吸い込んだり口に入れたりすることで、健康被害（がん、心臓病など）を引き起こす可能性がある。

3 (0.004)

4 (0.486)

福島県の子供に甲状腺がんが多発しているというデータがある。

3 (0.003)

4 (0.466)

粉塵による内部被ばくの危険性がある。

1 (-0.067)

1 (-0.305)

復興再生利用事業の工事中に放射性物質が空気中に拡散し、近隣住民が放射性物質を吸い込むリスクがある。

3 (0.046)

5 (0.584)

粉じんの粒子の大きさによってはセシウムボールとして肺の奥まで達し沈着する可能性がある。

3 (0.006)

3 (0.235)

微小粒子は相当な距離を移動するため、住民も被ばくする危険がある。

2 (-0.018)

2 (-0.052)

道路の盛土に放射性物質を使用することは、地下水への流入や大気中への拡散を引き起こし、住民の健康被害をもたらす可能性がある。

3 (0.045)

4 (0.466)

土壤から放出される放射性物質は地表水や地下水を汚染し、水生生物に被害を与える可能性がある。

3 (0.049)

5 (0.591)

放射性物質は食物連鎖を通じて蓄積され、生態系全体に影響を与える。

4 (0.054)

5 (0.572)

除去土壤が飛散・流出しないように覆土等を行うべきであるが、放射性セシウムの減衰には190年かかるため、長期間の管理

3 (0.008)

3 (0.156)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

が必要である。

なぜリスクのある放射能汚染した土を受け入れなければならぬのか、その理由を考える必要がある。

放射性物質管理の原点に基づき、除去土壤は集中管理すべきである。

除染土の運搬・施工では、事故や放射性物質の飛散・漏洩リスクが増大し、作業員や周辺住民への内部被ばくリスクが増加する。

汚染の少ない地域に汚染土を持ってくることは放射能汚染の追加である。

放射能汚染土の再利用は、安全とは言えない。

放射能汚染土の再利用は、放射性物質の拡散リスクを高める危険な政策である。

除去土壤は放射能濃度を低減しても汚染土壤であり、真に貴重な資源と認識されているのか疑問である。

放射性物質は除染されていない山や森林から低地や除染した地域に移動している。

農業用土にセシウム等が入ってくることを問題視している。

国は再生利用する土壤は放射線量が低く、比較的安全と主張しているので、一定の場所に集中させても問題はないはずだ。

子どもは大人よりも放射線感受性が高いため、公園などの子どもたちが頻繁に利用する場所で再生利用を行う際は、安全基準をより厳格に設定することが不可欠である。

公園などにバラまかれた場合、子ども達が被爆してしまう可能性がある。

復興再生利用をするのであれば、除去土壤の放射能濃度を考慮すべきである。

被ばく線量年間1mSvに相当する除去土壤の放射能濃度についての議論が必要である。

放射能濃度の基準は、実際に廃棄物のそばで生活する人々の状況を考慮すべきである。

ストロンチウムなどのセシウム以外の放射性核種が考慮されていない。

2 (-0.001)

2 (-0.014)

2 (-0.039)

2 (-0.112)

2 (-0.002)

4 (0.258)

4 (0.058)

4 (0.462)

4 (0.050)

4 (0.499)

3 (0.033)

5 (0.534)

3 (0.001)

4 (0.433)

4 (0.058)

4 (0.496)

1 (-0.070)

2 (-0.135)

2 (-0.034)

3 (0.063)

2 (-0.033)

5 (0.504)

2 (-0.037)

4 (0.292)

3 (0.023)

3 (0.042)

3 (0.021)

2 (-0.077)

2 (-0.023)

3 (0.023)

2 (-0.042)

3 (0.143)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

半減期が5万年のストロンチウムなど、減退期の長い放射性物質を測定しないことは恣意的で信頼できない。

2 (-0.010)

3 (0.088)

セシウム以外の放射性物質についてのデータが無いと安全だと言いたい。

3 (0.014)

3 (0.218)

セシウム以外の放射性物質も計測すべき。

3 (0.038)

3 (0.033)

セシウム以外の放射性核種についての濃度判断は、原子力施設等におけるクリアランスレベル以下であることを根拠としているが、これは原子力施設外に土壤を使用する場合には適切ではないのではないか。

3 (0.043)

4 (0.343)

地下水への浸透についてセシウム以外の放射性核種の浸透にも触れるべきである。

3 (0.050)

4 (0.273)

放射性同位体は人体に深刻な健康影響を及ぼす可能性があり、特に子供や妊婦に対してリスクが高い。

3 (0.041)

4 (0.490)

放射性物質の管理責任が明確ではない。

1 (-0.067)

1 (-0.409)

除去土壤を使うことでコストが高くなるが、放射線防護措置が義務規定として書かれていなかったため、コスト削減のために放射線防護措置が取られない可能性がある。

2 (-0.012)

4 (0.327)

公共事業等を行う際、作業を行う人たちが低レベル放射性廃棄物相当の土を扱うことによる被ばくリスクについて、作業員が知らされるべきである。

2 (-0.039)

5 (0.524)

一体一か所にどれくらいの放射性物質を埋め込もうとしているのか、また一か所の上限量はどうなっているのか疑問である。

3 (0.023)

3 (0.219)

日本産業規格 K0058-1 による試験で放射性物質が溶出されるかどうかが証明されていない。

1 (-0.060)

3 (0.149)

実証実験は雑草が生えていない環境で行われているため、植物が根を土中に広げた際の放射性物質の吸収とその拡散について検証されていない。

1 (-0.068)

2 (-0.170)

「除去土壤」という表現では不明だが、実態は「放射能汚染土」と呼ぶべきである。

2 (-0.014)

4 (0.451)

除去土壤等を中間貯蔵施設へ搬入する際の放射能濃度の確認は杜撰であり、作業者が生身で扱う除去土壤の濃度をおおよその計算で算出してはいけない。

1 (-0.067)

3 (0.120)

一方的な放射能安全教育は何もわからない若者への刷り込みとなっている。

1 (-0.067)

1 (-0.507)

意見

ベクトル空間

UMAP

汚染の少ない土地に放射能汚染された土壤を移動して汚染を広げてはならない。

3 (0.010)

4 (0.362)

デジタル民主主義2030プロジェクト